

青森県報

第四千百五十八号

平成二十八年
六月十日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 課)	…
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	…
障害福祉サービス事業者の指定	……………	(障 害 福 祉 課)	…
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	……………	(同)	…
身体障害者福祉法による医師の指定	……………	(同)	…
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	……………	(同)	…
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(会 計 管 理 課)	…
公 告	……………	(西 北 地 域 民 局)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(同)	…
出先機関	……………	(中 南 地 域 民 局)	…
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(西 北 地 域 民 局)	…
選挙管理委員会	……………	(同)	…
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	……………	(事 務 局)	…
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	……………	(同)	…
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	……………	(同)	…

告 示

青森県告示第四百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う事 業 所	指 定 年 月 日
合同会社 イトケア	平川市南田中西 原四の一	訪問介護	平川市南田中西 原四の一	平成 二六・五・三〇
アキタメ デイカルフ アグループ 株式会社	弘前市大字中野 二丁目一の一五	通所介護	弘前市大字中野 三丁目二の一	二六・六・一

青森県告示第四百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ビス 事業者 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を行 う事 業 所	指 定 年 月 日
アキタメ デイカルフ アグループ 株式会社	弘前市大字中野 二丁目一の一五	通所介護	弘前市大字中野 三丁目二の一	二六・六・一

株式会社 イトケア	平川市南田中西 原四の一	介護予防 訪問介護	訪問介護事 業所スィー トケア	平川市南田中西 原四の一	平成 二六・五三〇
株式会社 一社	黒石市ちとせ三 丁目三一	介護予防 通所介護	デイサービ ス笑がお	平川市館山下 田七七の一	二六・六一
アキタメ デイカル グループ 株式会社	弘前市大字中野 二丁目一の一五	介護予防 通所介護	アスモ	弘前市大字中野 三丁目二の一	"
株式会社 世善	弘前市大字五代 字従弟沢一〇三 〇の五〇	介護予防 通所介護	デイサービ スセンター いわき山	弘前市大字五代 字従弟沢一〇三 〇の五〇	"

青森県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人 人恵仁会	十和田市大字三 本木字里ノ沢一 の六二	共同生活 援助	グループ ホームつば き	十和田市大字三 本木字里ノ沢一 の四三	平成 二六・六一
	特定非営利 活動法人 トリム	三戸郡階上町大 字赤保内字大上 二六の四〇	就労継続 支援B型	シリウス	三戸郡階上町大 字道仏字廿一二 の四三	"

青森県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局田向南店	八戸市大字田向字冷水二二三の一	平成 二六・六一
かわせみ薬局	八戸市大字田向字冷水二二二の二	"
日本調剤弘前薬局	弘前市大字本町五一	"
つばさ調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢一の一	"
こみなと薬局	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	"

青森県告示第四百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
小林 完	弘前大学医学部 附属病院	小児外科（ぼつこ う機能障害・直腸 機能障害・小腸機 能障害）	平成 二六・六一
	弘前市大字本町 五三		

塩崎 崇	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	整形外科(肢体不 自由)	"
------	-----------------	---------------	-----------------	---

青森県告示第四百九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したため、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所		指定年月日
			名 称	所 在 地	
合同会社ハケアハウスモデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	児童発達支援	ウリハケアハウスモデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	平成二六・六一
合同会社ハケアハウスモデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	放課後等デイサービス	ウリハケアハウスモデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	"
一般社団法人青葉の杜	宮城県仙台市若林区二軒茶屋一丁目六の五〇三	放課後等デイサービス	Harmony 白銀	八戸市大字白銀町字姥畑七の九	"
合同会社とわだみらい	十和田市東二番町五の二八	放課後等デイサービス	ピアチエー	十和田市東二番町五の二八	"
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一丁目大室平九一	児童発達支援	放課後等デイサービス・児童発達支援事業	むつ市大字内並部字赤川ノ内並木七三の三	"

青森県告示第四百十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年六月十一日から施行する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「八戸農業協同組合是川支店 八戸市大字是川」を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 みなみ電気
- 二 氏名 今井 英喜
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字石岡字藤巻二二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一六四六七号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 対和水道

二 氏名 対馬 俊一

三 主たる営業所の所在地 つがる市柏玉水末吉二七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第五六四八号

五 取消年月日 平成二十八年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	----------------------------

理事	須々田 憲一	平川市本町北柳田五三の一	平成 二六・四・二 就任
"	相馬 義隆	"	"
"	瀧本 祐一	"	"
"	赤平 源逸	"	"
"	阿部 義則	"	"
"	三浦 睦夫	"	"
"	今井 三男	平川市小和森上平田二三四の八	"
"	栗林 三千男	"	"
"	成田 毅	"	"
"	福士 長和	"	"
"	福士 則男	"	"
"	小野 尚武	"	"
"	工藤 昭善	"	"
"	須々田 憲一	"	"
"	瀧本 祐一	"	"
"	栗林 三千男	"	"
"	福士 長和	"	"
"	三浦 睦夫	"	"
"	赤平 源逸	"	"
"	相馬 義隆	"	"
"	成田 毅	"	"
"	田中 功靖	"	"
"	須々田 政喜	"	"
"	小野 尚武	"	"
"	小山内 勝廣	"	"
"	工藤 昭善	"	"
"	須々田 政喜	"	"
"	小野 尚武	"	"
"	小山内 勝廣	"	"
"	工藤 昭善	"	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広

田堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	工藤 敏	五所川原市大字七ツ館字虫流八七の三	平成 二六・四・一五就任
"	木村喜代太郎	大字稲実字開野七六の一	"
"	菊池 長生	" 字稲葉一〇三の三	"
"	鳴海 勉	大字七ツ館字虫流六七	"
"	木村 洋一	大字姥范字船橋一八八の一	"
"	菊池 勲	大字稲実字開野二三九の一	"
監事	工藤惣右衛門	" 一四五の二	"
理事	白戸 四郎	大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三	六・四・二四退任
"	木村 幸則	大字稲実字稲葉一〇四の二	"
"	菊池 長生	" 一〇三の三	"
"	工藤 敏	大字七ツ館字虫流八七の三	"
"	工藤惣右衛門	大字稲実字開野二四五の二	"
"	木村 洋一	大字姥范字船橋一八八の一	"
監事	木村 富義	" 一八五の六	"
"		七九	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
工藤栄治後援会	阿保 清秀	田澤 静一	南津軽郡田舎館村大字大根字松森四六八の二二	平成 二六・五・九
青森県LPガス政治連盟	葛西 信一	三浦 秀人	青森市本町二丁目四の一〇	二六・五・七

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
相川順子後援会 (奈良 順子)	主たる事務所の所在地	北津軽郡鶴田町大字中野字種元三一の一	北津軽郡鶴田町大字高浦川字笹田三九の三	平成 二六・五・七
青森県税理士政治連盟 (大坂 健蔵)	会計責任者	今 良暢	田中 久義	二六・四・一

三村正太郎後援会 (石田 正実)	新風会 (附田 義美)		政治団体の 名称	新風会
	代表者	代表者	主たる事務 の所在地	上北郡六ヶ所村 大字尾駮字上尾 駮三六〇
代表者	石田 正実	附田 義美	友政会	
代表者	立花 國雄	橋本 隆春	上北郡六ヶ所村 大字尾駮字野附 三三九の九	
				二六・五・二四
				二六・四・一

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、
次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
根和乃会	浅利 俊弘	平成二六・四・三
青森青雲会	森内 勇	二六・五・一七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭